

平成 29 年 6 月 2 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博  
(公印省略)

「平成 29 年度シンガポールプロモーション事業」  
の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、北海道観光振興に関しご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公益社団法人北海道観光振興機構では、シンガポールからの訪日旅行者数の維持と更なる誘客を促進するには、リピーターの動向などについての動向を踏まえ、訪日シンガポール人に関心の高い観光コンテンツについて提案し、北海道内のきめ細やかな最新情報を提供するとともに、更なる認知度向上と来道意欲の喚起につながるような戦略的な宣伝誘致活動に係る事業提案を募集することと致しました。つきましては下記要領にて企画提案を募集致します。

敬具

記

1. 委託事業名 「平成 29 年度シンガポールプロモーション事業」
2. 業務委託期間 契約締結日 ～ 平成 30 年 3 月 16 日
3. 業務委託内容 シンガポール市場における次の事業の企画提案・実施
  - (1) 国際旅行博への出展
  - (2) 独自セミナーの開催
  - (3) 食と観光合同セミナー開催
  - (4) パンフレット作成
  - (5) メディア招聘
  - (6) FIT への提案
  - (7) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成
  - (8) 上記以外でさらなる広告宣伝や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施他
4. 事業費 11,000,000 円 (消費税等込)
5. 事業説明会の実施  
事業詳細に関する説明会は開催致しません。

6. スケジュール（予定）

- 6月15日（木） 企画提案参加表明締切
- 6月22日（木） 企画提案書の提出期限
- 6月27日（火） 企画提案の審査、委託事業者決定  
契約締結・業務開始

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
誘客推進事業部 海外プロモーションG 担当 掛田

TEL 011-231-6736

FAX 011-232-5064

E-mail [m\\_kakeda@visithkd.or.jp](mailto:m_kakeda@visithkd.or.jp)

以上

## 「平成29年度シンガポールプロモーション事業」に係る 企画提案応募要領及び企画提案指示書

### 1. 目的

国内外との競争が一段と激しさを増すシンガポール市場に対して、リピーター層や個人旅行・F I Tの動きを踏まえながら、着実な誘客拡大を図るためには、新しい地域素材を発掘・活用し、入込客数の地域的かつ季節的偏りの平準化を目指すとともに、戦略的で機動的なプロモーションの推進が重要。

そこで、シンガポール市場のニーズに応じた戦略的な宣伝誘致活動によるF I T層への取り込み強化と、新たな観光素材の提案、特定の目的を持つ旅行などを視点とした旅行商品の造成や販売促進を図るため、北海道の観光の魅力を発信し、シンガポール観光客の誘客促進を図る。

### 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

### 3. 企画提案応募条件等

単体企業または複数企業などによる連合体（以下「コンソーシアム」という）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は次のいずれかに該当すること。

(1) 道内に本・支店等を有する次の者であること。ただし、コンソーシアムの場合は構成員のうち1社以上が道内に本・支店を有する場合は可とする。コンソーシアムの場合、別紙協定書を提出すること。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～平成30年3月16日（金）

業務スケジュール：

- 6月 2日（金）：公示・観光機構 HP に掲載
- 6月15日（木）：企画提案参加表明
- 6月22日（木）：企画提案の受付・受領
- 6月27日（火）：企画提案の審査、委託事業者決定、契約、業務開始

## 6. 業務委託内容（企画提案事項）

### (1) 国際旅行博への出展

8月 NATAS

### (2) 独自セミナー開催

北海道に興味のあるシンガポール人を会場に集め、北海道観光のビギナーから上級者までが知的好奇心を刺激するイベントを開催する。

航空会社、鉄道、高速道路、レンタカー会社、旅行会社等とも協力して北海道観光のPRを行う。

### (3) 食と観光合同セミナー開催

10月 北海道事ASEAN事務所と連携して、現地で食と観光セミナーを開催。

### (4) パンフレット作成

#### ① パンフレット内容

- ・シンガポール人が興味をもつスポットを掲載し、道央圏以外にスポットをあて、ドライブ観光や公共交通機関を利用して、FITでも訪問できるようなルートを提案する。
  - ・外国人が参加可能なイベント情報、体験情報、チケット事前購入情報と購入方法
  - ・地図、観光情報、二次交通（JR／高速バス、レンタカーなど）など
  - ・海外保険加入に関する促し情報を入れる
  - ・観光情報が掲載されているスマホアプリなどの情報
  - ・Wi-Fiの貸出方法あるいはフリーエリアの情報、ホテル情報（予約問合せ先等）
  - ・北海道ASEAN事務所の連絡先
- ※著作権など増刷や2次利用に係る各種権利は観光機構に帰属するものとする。

#### ② 仕様

- ・データ 印刷用データ（ai アウトライン無し）-英語版-・PDF
- ・印刷物 A5サイズ、カラー4色仕様、20P以上 印刷部数5,000部（英語）

#### ③ 納品

- ・USB（上記データ）及び印刷物

### (5) メディア招聘

- ・シンガポール国内で影響力のあるパワーブロガーや旅行雑誌社等2者以上を招聘し、リピーターが興味をもつような、道央圏以外のフォーカスが少ないエリアにおける誘客を念頭に北海道の食、参加型地域イベント、来道動機を高めるような企画提案する。

### (6) FIT層へのアプローチ

個別手配が増え、ネットを通じた自己手配が急増していることから、FIT層（リピ

ーター) に向けた PR について企画提案

(7) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

- ・ 取り組み内容に応じた成果を把握すること。
- ・ 関係企業、航空会社、現地エージェン特等とのタイアップによる効果を把握すること。

(8) 上記以外でさらなる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

(9) 実施にあたっては、北海道 A S E A N 事務所とも十分連携を図ること。

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：平成 29 年 6 月 15 日 (木) 午後 5 時

(2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部

海外プロモーション G (担当：掛田)

F A X 0 1 1-2 3 2-6 7 3 6

E-mail：[m\\_kakeda@visithkd.or.jp](mailto:m_kakeda@visithkd.or.jp)

(3) 表明方法 文書で F A X またはメールで行うこと (様式は任意、メール本文でも可)

8. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項を A 4 サイズ 1 枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去 3 年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については、記載しないこと。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の 1 部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

- ① 旅行博出展に関する業務遂行に関する経費
- ② パンフレット・ノベルティの作成 制作費、翻訳費、デザイン費、購入費など業務の遂行に必要な経費
- ③ メディア招聘に関する必要な経費
- ④ F I T 層に向けた P R に関する必要な経費
- ⑤ その他諸経費 通信費、備品費、送料、運営管理費、旅費、調整費、通訳費など業

務の遂行に必要な経費  
※観光機構スタッフ旅費は見積に含まない

#### 9. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。  
例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

#### 10. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部  
(会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーショングループ (担当: 掛田)  
電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 平成29年 6月22日(木) 午後5時
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。  
ファクシミリ、メールでの提出は不可。

#### 11. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

#### 12. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
シンガポールからの誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (2) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
シンガポールでの一般消費者向けPR、旅行エージェントへの情報提供、協力関係構築、北海道の情報発信を行うノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する

能力があると判断できるか。

#### 1 3. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

#### 1 4. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上